

令和4年度

あきる野市経営健全化審査意見書

あきる野市監査委員

(写)

あ監収第69号
令和5年8月25日

あきる野市長
中嶋博幸殿

あきる野市監査委員 在原一憲
あきる野市監査委員 子籠敏人

令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の
基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、対象となる令和4年度下水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和4年度あきる野市経営健全化審査意見書

第1 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月24日まで

第2 審査の対象

- 1 下水道事業会計の資金不足比率
- 2 下水道事業会計の資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して計数に誤りがなく作成されているかを主眼に置き、関係書類との照合及び関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

第4 審査の結果

審査に付された次に示す資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

比 率 名	令和4年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	20.00%

※ 上記表中の「—」は、資金不足額がないことを表している。

第5 意見

資金不足比率については、昨年度と同様に余剰額が生じているため資金不足はなく、引き続き良好な状態を示している。

〔比率等の解説〕

1 資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率

2 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、当該公営企業について経営健全化計画を定めなければならない。

3 資金不足額

資金不足額は、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高を合算した額から、解消可能資金不足額を除いた額である。

4 事業の規模

営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入額を除いた額である。

本市では、営業収益に相当する収入額は、下水道使用料であり、受託工事収益に相当する収入額はない。